クリーンセンターからの
ごみ減量等の取組に関する
事業紹介

沼津市生活環境部　クリーンセンター

沼津市ホームページ

ごみ・リサイクル広場

- ごみの出し方・分け方
- ごみ減量・資源化の取り組み
- ごみ処理の計画
- 新しいごみ処理施設の計画
- 事業所から出るごみの出し方
- 災害時のごみの出し方
- その他、リンク

ごみ・リサイクル広場

クリーンセンター

※詳細については、上記二次元コードを読み取り、 市ホームページをご覧いただき、担当課に問い合わせてください。
ホームページを利用しにくい環境の方は、ごみの分別・減量ガイドブックで確認してください。

ごみの分別・減量ガイドブック

●日本語版・外国語版

外国語版は、英語、中国語、
ポルトガル語、韓国語、
インドネシア語、ベトナム語、
やさしい日本語版

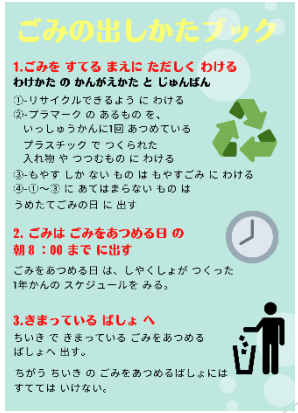

●入手先

各市民窓口事務所、
地区センター(第二・第三・門池)、
市役所(総合案内、環境政策課)、
クリーンセンター

ごみの年間収集計画表

●地区ごとのごみの年間
　収集計画を記載

●入手先

各市民窓口事務所、
地区センター(第二・第三・
第四・門池・今沢)、
市役所(環境政策課)、クリーンセンター

※市民窓口事務所と地区センターでは、所管地区の
　計画表のみ配布可能(他地区の分は置いていない)

ごみ分別アプリ「さんあ～る」

●「さんあ～る」は、「ごみ分別・減量ガイドブック」と「ごみの年間収集計画表」の両方の機能を有するアプリ

●その他の機能⇒収集日のお知らせ、ごみ検索、市からのお知らせ等

●下記二次元コードからダウンロード可能

App Store からダウンロード

GET IT ON Google Play

出前講座（生涯学習課）

●申込先は、生涯学習課（電話934-4870）

●講座の内容

◎ごみの分別・減量に関すること

◎ダンボールコンポスト作成講座

※生ごみの減量(生ごみから堆肥を作成)

※材料（ダンボール、くん炭、ピートモス、ガムテープ）は全て市で用意

出前講座
（生涯学習課）

集積場所掲示用「看板」や「回覧用チラシ」の作成・無料配布

●看板

◎「見本一覧(日本語版、外国語版)」の中から選んでいただくが、要望に沿った作成も可能

◎サイズはA4・A3・A2で、ラミネート加工、4隅に穴(穴にはハトメ)

●回覧用チラシ

要望に沿った内容で作成

※「見本一覧」「看板」「回覧用チラシ」が必要な自治会は、クリーンセンター(電話933-0711)へ連絡

看板の見本一覧(抜粋)

沼津市ごみの分別

燃やすごみ	生ごみ・紙くず・衛生処理が必要なもの・ 少量の木の枝・汚れたプラスチック製容器包装
プラスチック製容器包装	プラマークが目印 プラマーク ボトル・カップ類・ポリ袋・ラップ類・発泡スチロール
資源ごみ	ビン・缶・古紙・古布・金属・乾電池・ ペットボトル(キャップ・ラベルはプラスチック製容器包装)
埋め立てごみ	①類(せともの・ガラス・ゴム製品類) ②類(焼却粗大ごみ) ③類(熱源利用プラスチックごみ) 蛍光管

〇〇自治会

利用者のみなさまへ

きちんと分別して決められた日に出すこと！

分別されていないごみ(ごちゃまぜの状態)は収集されません。
誰かが片付けなくてはなりません。
自分のごみは責任をもって、分別してステーションに出しましょう。

〇〇自治会

そのゴミ待った！

ごみの分別・減量ガイドブックで確認すること

資源回収	缶類・びん類・金属類・古紙類 古布類・乾電池・ライター・ペットボトル
埋め立てごみ	(①類)せともの・ガラス・ゴム製品類 (②類)ふとん・シーツ・木製品・家具等 (③類)かばん・くつ・バッグ・財布・家電等 蛍光管

ごちゃまぜ禁止
カン・びん
ペットボトル
禁止

分別は「燃やすごみ」「プラスチック製容器包装」「資源ごみ」「埋め立てごみ」に分かれています。缶・びん・ペットボトルは、分別して資源回収日に資源化物集積所に出してください。

〇〇自治会

ごみの出し方

1.決められた日の朝8時までに

2.決められた場所に

3.決められたものを分別して

〇〇町自治会

廃食油の拠点回収

●回収する油⇒植物系油で液状のもの

例：なたね油、コーン油、ごま油、紅花油、大豆油等

●回収しない油

例：動物系油(バター等)、食用以外の油(ヤシ油、灯油等)、薬品で固めた油

●回収拠点

地区センター(第一、金岡、大平、浮島)、ガソリンスタンド等（詳細は市HP参照）

地区センター

ガソリンスタンド等

※天かす等固形物は取り除く。ペットボトル等の密閉容器に入れて持参

※目印は「のぼり旗」と「ドラム缶」

使用済み小型家電の拠点回収

●回収対象(12品目とその附属品)

携帯電話、スマートフォン、タブレット、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機、デジタルオーディオプレーヤー、CD・MDプレーヤー、カーナビ、USBメモリー、電子辞書

※投入口(30cm×15cm)に入る大きさのものに限る。

●回収拠点

市役所、図書館、
各地区センターなど
※詳細は市ホームページ参照

使用済みインクカートリッジの拠点回収

●回収対象

使用済みインクカートリッジ(メーカーは問わない)
※トナーカートリッジは回収できません。
※袋や箱は外す。

●回収拠点

市役所、図書館、
各地区センターなど
※詳細は市ホームページ参照

剪定枝リサイクル事業

●目的⇒ごみの減量と資源の有効利用
●庭木等の剪定の際に出る細い枝葉を燃やさず、破砕しチップ化
●チップは、立木や花壇の下草抑えや堆肥として活用

※申し込みは、自治会単位で、クリーンセンターへ（電話933-0711）
※申込書は市ホームページに掲載

リユース(何回も使用する)の推進

●目的⇒ごみの減量と市民の皆様のリユース意識を高める

●「おいくら」によるリユース事業を開始(R7.1月～)

●沼津市「メルカリShops」をスタート(R7.8月～)

※詳細はホームページ参照

おいくら

沼津市「メルカリShops」

違反ごみ

●違反ごみとは？

ごみの集積場所にルールを守られずに出されるごみのこと

例：分別されていない・指定袋に入れてない　など

●違反ごみが出た場合の対応

◎赤色の違反シールが貼られ残された場合は、排出者がごみを持ち帰り、違反内容を確認し、正しく分別して再度排出する。

◎違反ごみ排出者が持ち帰らない場合は、衛生面・安全面から開封せず、クリーンセンター(電話933-0711)へ連絡する。

◎違反ごみの中から、「住所と氏名が書かれたもの」が出てきた場合は、その人に対しクリーンセンターが指導を行う。

不法投棄

●不法投棄とは？

私有地や山林、川、道路、海岸等、本来ごみを捨ててはいけない場所に捨てること。
不法投棄は犯罪です。

※不法投棄の相談

沼津警察署 生活安全課(電話952-0110)
クリーンセンター(電話933-0711)

イベント用ごみ分別ステーション用品の貸し出し

●2セット用意(先着順)
●先着順に受付
●器材内容(ごみ分別回収
かご、45ℓごみ袋用ハンガー、
水切り用バケツ・ざる、分別表示
看板、のぼり旗・ポール・土台、
テント、横断幕、空き缶つぶし機)

※クリーンセンター(933-0711)に
電話で連絡後、申請書を提出

ごみの分別（特に注意を要するもの）

～危険ですので、必ず分別してください～

発火・爆発事故、・職員のけが・感染のおそれ有り

★充電式電池…特に注意

★充電式電池が内蔵され取り出せない

充電式小型家電…特に注意

- ●コイン電池
- ●ボタン電池

★スプレー缶…特に注意

- ●カミソリ
- ●医療系廃棄物等

充電式電池・充電式電池が内蔵され取り出せない充電式小型家電

●回収対象の充電式電池

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池

●回収方法

◎家電量販店等の排出協力店による回収(充電式電池のみ)

◎市による回収(R6.4.1～)

・充電式電池は、本体から取り外し資源回収の日に「乾電池・ライター」の黄色い回収容器に入れる。

・充電式電池が取り出せない場合は、そのまま回収容器に入れるか、容器の横に置く。

コイン電池・ボタン電池

●コイン電池(市が回収)

◎回収対象

型式記号CR(二酸化マンガンリチウム電池)、BR(フッ素黒鉛リチウム電池)

◎回収方法

資源回収の日に「乾電池・ライター」の黄色い回収容器へ

●ボタン電池(市では回収しない)

◎回収対象

型式記号SR(酸化銀電池)、PR(空気電池)、LR(アルカリボタン電池)

※回収処理事業推進会社が製造または販売するブランド商品に限る

◎回収方法

販売店等の回収協力店で回収

※どちらの電池も、テープ類を貼り絶縁して出してください。

スプレー缶・カミソリ・医療系廃棄物等

●スプレー缶

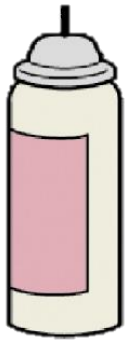

穴を開けずに、資源回収の日に「缶類」へ

※使い切れず、中身が残っている場合も
そのまま出す

●カミソリ

◎金属製：蓋つきの缶に入れて、資源回収の日に「缶類」へ

◎プラスチック製：刃を紙等で包んでから、燃やすごみへ

●医療系廃棄物

◎点滴のチューブ、バックは事前届出が必要

◎針・ガラス容器等は医療機関へ返却

●資源化推進活動奨励金
●ごみ集積施設整備補助金

●資源化推進活動奨励金

集積場所に出された資源物(古紙・古布等)の
売上金の一部を奨励金として自治会に交付

※問合せ先：クリーンセンター(933-0711)

●ごみ集積施設整備補助金

ごみかご等の集積施設を新設・修繕する場合に
要する経費の一部を予算の範囲内で補助

※問合せ先：環境政策課(934-4740)

正しい分別が
ごみの減量につながります

～分ければ資源　混ぜればごみ～

おわり